

政策の柱 3 : 産業経済

～ 活力ある産業がのびゆくまち～

政策 3 - 1 観光を振興し活気のあるまちをつくる

基本施策 3-1-1 誘客宣伝活動と受け入れ体制を充実する

基本施策 3-1-2 地域資源をいかした観光を推進する

基本施策 3-1-3 広域観光を推進する

政策 3 - 2 商工業を振興し経済活力あふれるまちをつくる

基本施策 3-2-1 地場産業をはじめとする既存産業を振興する

基本施策 3-2-2 企業立地と新規産業の創出を促進する

政策 3 - 3 中心市街地を活性化し賑わいのあるまちをつくる

基本施策 3-3-1 商店街の魅力を向上し中心市街地の賑わいを創出する

基本施策 3-3-2 中心市街地の環境の整備と地域個性を創出する

政策 3 - 4 雇用を安定的に確保し労働福祉が充実したまちをつくる

基本施策 3-4-1 雇用環境を充実する

基本施策 3-4-2 勤労者福祉を充実する

政策 3 - 5 生産性の高い農林業がいきづくまちをつくる

基本施策 3-5-1 消費者の視点に立った安全な食料の安定供給を図る

基本施策 3-5-2 担い手の育成により地域農業の持続的発展を図る

基本施策 3-5-3 交流と共生により農業・農村を活性化する

基本施策 3-5-4 農業生産基盤と農村環境を整備する

基本施策 3-5-5 森林を保全し林業を活性化する

基本施策 3-5-6 卸売市場の利用を促進する



政策 3-1 観光を振興し活気のあるまちをつくる

基本施策 3-1-1 誘客宣伝活動と受け入れ体制を充実する

目標設定の背景

観光客の入込数は、様々な取り組みにより、減少・横ばい傾向から増加に転じています。

テレビ・雑誌等の活用、フィルムコミッション、ホームページの充実、旅行業者との連携など様々な手法により、全国に情報を発信しており、知名度は向上していますが、さらなる取り組みが必要です。

市民全体の共通認識としての「おもてなし」の意識を、どのように広めていくかが課題となっています。

観光案内機能の充実・向上を図るため、「まちの駅」等民間団体の運営する案内機能との連携によるサービス機能のネットワーク化が必要になっています。

目標

受け入れ体制を充実するとともに、観光誘客に積極的に取り組み、入込数の増加を図ります。

市民一人ひとりに「おもてなし」の心による受け入れ体制が定着し、観光客を温かく迎える地域として、全国から目標とされるような観光地をめざします。

目標達成のための方針

観光物産協会、観光公社をはじめとする観光関連団体との連携を強化し、様々な情報媒体を活用しながら、四季を通して会津の魅力を全国に向け発信します。

フィルムコミッションによる映像の活用やホームページの充実による情報提供を積極的に推進し、「会津そのもの」のイメージの向上を図ります。

会津らしい「おもてなし」を大きな魅力とし、かつ最大の観光素材としていくために、市民総ガイドの意識の一層の浸透を図ります。

ボランティアガイドや多言語表記等、観光案内機能や便益施設の充実を図り、観光客の利便性の向上を図ります。



施策の体系・主な内容

誘客宣伝活動の推進

- フィルムコミッション の推進
- 誘客活動の充実
- 観光関係団体の組織の強化

受け入れ体制の整備

- 人材の育成と市民意識の高揚
- 観光案内機能の充実
- 便益施設の整備

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
観光客入込数（年間）	3,153,000 人（H17）	4,000,000 人



政策 3-1 観光を振興し活気のあるまちをつくる

基本施策 3-1-2 地域資源をいかした観光を推進する

目標設定の背景

見る観光から体験する観光へのニーズの変化など、新たな観光ニーズに対応するため、地域資源を掘り起こすなど、新たな魅力の創出が求められています。

鶴ヶ城に代表される歴史観光、まちなかを散策するまちなか観光、さらには東山・芦ノ牧両温泉など、地域資源の連携を図り、複合的な魅力の創出を行う必要があります。

目標

本市のシンボルである鶴ヶ城天守閣・茶室麟閣への入場者数の増加を図ります。中心市街地活性化策と連携して、まちなかへ観光客を誘導し、滞留性の向上を図り、賑わいのあるまちなか観光を推進します。

東山温泉や芦ノ牧温泉に宿泊すること自体が会津観光の目的となるよう、民間と行政が連携しながら魅力の向上に努め、滞在型観光を推進します。

地域資源の掘り起こしや受け入れ体制を充実するとともに、教育旅行等のテーマ型観光を推進し、新たな魅力による観光誘客を図ります。

目標達成のための方針

史跡若松城跡総合整備計画を踏まえ、保全・整備を推進するとともに、特色ある企画展示等の実施により、鶴ヶ城の魅力の向上を図ります。

新たな魅力創出として、商店街等関係団体と連携して夜のまちなか散策ルートを設定します。

東山・芦ノ牧両温泉のホームページの充実や、温泉街のイメージ向上の取り組みを支援するとともに、全国に向け情報を発信します。

民間と行政が連携して東山・芦ノ牧両温泉地域の「おもてなし」の向上や温泉街の整備を進め、本物のホスピタリティを提供します。

将来リピーターとなりうる子どもたちの教育旅行を誘致するため、会津大学等と連携しながら、地域特色をいかして内容の充実を図ります。

会津の食文化等の新たな地域資源や「仕の掟」に代表される会津の精神文化等、他地域にない地域資源を掘り起こし、より一層の魅力の向上を図ります。



施策の体系・主な内容

歴史観光の推進

史跡若松城跡の魅力の向上
 鶴ヶ城天守閣における企画展示内容の充実
 史跡会津藩主松平家墓所の活用
 名勝会津松平氏庭園の活用
 建造物八葉寺阿弥陀堂・延命寺地蔵堂などの文化財の活用
 県立博物館等との連携

まちなか観光の推進

まちなか観光推進団体への支援
 まちなかライトアップ事業の推進
 まちなか周遊バスの活用

魅力ある温泉地づくり

温泉地域活性化への支援

テーマ型観光の推進

教育旅行の誘致
 コンベンション観光 の推進
 猪苗代湖水浴場の環境整備
 産業観光 の推進

賑わいのある観光地づくり

まつり・イベントの充実
 伝統行事・お日市等の保存継承

地域資源の見直しと活用

会津の食文化の活用
 物産の振興
 観光農業の推進
 グリーンツーリズム の推進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
鶴ヶ城登閣者数（年間）	583,000人（H17）	745,000人



政策 3-1 観光を振興し活気のあるまちをつくる

基本施策 3-1-3 広域観光を推進する

目標設定の背景

平成 17 年度の「福島県あいづデスティネーションキャンペーン」により、会津地域が連携して観光戦略を展開する礎が構築されています。

滞在型観光を一層推進するため、広域的回遊ルートを設定し、新たな魅力の掘り起こしに取り組んでいます。

国では観光立国をめざしており、本市としても「ビジットジャパンキャンペーン」などを契機とし、海外からの観光誘客に取り組んでいます。

目標

会津地方の市町村が連携し、地域資源や観光素材を地域の魅力として情報を発信することにより、観光誘客の増加を図ります。

山形県置賜地域や新潟地域などの近隣地域との回遊性を確立し、交流人口、観光誘客の増加を図ります。

今後、さらなる市場の拡大が見込まれる外国人観光誘客の増加を図ります。

目標達成のための方針

民間と行政が一体となって、「仏都会津」などテーマ性のある広域観光の推進や新たな観光素材の掘り起こしに取り組むとともに、イベントや誘客宣伝活動を充実します。

関係機関との連携を強化し、各種の広告媒体による宣伝や旅行代理店の旅行商品開発への協力などにより、広域観光を推進します。

公共交通機関が連携して実施している「会津ぐるっとカード」のPRに努め、広域観光の有効な交通手段として利用促進を図ります。

広域的な連携組織により、外国人誘客や多言語表記等受け入れ体制を整備し、国際観光を推進します。



施策の体系・主な内容

地域間ネットワークの形成による広域観光の推進

- 広域的な連携による誘客の促進
- S Lなどをいかした広域観光ルートの設定
- 会津圏域内の連携による回遊性の向上と滞在型観光の推進

国際観光の推進

- 国・県との連携による外国人観光客の誘客
- 外国人観光客に対する案内機能・宣伝の充実

主な指標

指標名		現状値（基準時）	目標値（H28）
観光客入込数（年間）	再掲	3,153,000人（H17）	4,000,000人



政策 3-2 商工業を振興し経済活力あふれるまちをつくる

基本施策 3-2-1 地場産業をはじめとする既存産業を振興する

目標設定の背景

地域間競争が激化するなかで、中小企業の経営基盤の強化を図ることが求められています。

本市の地場産業は、生活様式の変化、消費者ニーズの多様化や個性化などにより消費購買が減少し、生産額、従事者数ともに減少傾向にありますが、会津ブランド事業の推進により、認定商品は付加価値が高まり、売り上げが伸びています。

目標

民間と行政が一体となった取り組みを進め、地場産業の振興を図ります。

内外に誇れる「会津ブランド」の確立を図ります。

個々の企業の経営の質の向上や競争力の強化への支援に取り組みます。

ものづくりによる産業の振興を図ります。

目標達成のための方針

技術後継者の育成を支援します。

市場動向を的確に把握し、販路拡大を図ります。

地場製品の PR、普及を図ります。

広く地域産業の振興に資する各種商工業団体を支援します。

会津ブランドの価値を高め、市内外での効果的な販売の仕組みを確立します。

中小企業に対して技術開発、人材育成、資金調達における支援など、各種支援策を講じ、中小企業の経営の安定化を図ります。

既存誘致企業の安定操業や事業拡大を促進します。

地場産業などのものづくり活動を支援します。



施策の体系・主な内容

地場産業及びものづくり事業の振興

技術後継者訓練校への助成を中心とした技術後継者の育成への支援
首都圏への積極的な PR などによる販路拡大
消費者ニーズに合致したデザイン開発、新商品開発への支援
ものづくりフェア事業の推進

個性をいかした既存産業の振興

各種の商工業団体との連携・支援の強化
会津ブランド事業の推進
流通環境の整備

経営基盤強化への支援

各種融資制度の充実
中小企業相談の充実
企業経営の改善・革新への支援

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
製造品出荷額（年間）	289,233 百万円（H16）	324,233 百万円
経営品質取組企業数	51 社（H17）	130 社
地場産業製造品出荷額（年間）	10,014 百万円（H16）	12,500 百万円



政策 3-2 商工業を振興し経済活力あふれるまちをつくる

基本施策 3-2-2 企業立地と新規産業の創出を促進する

目標設定の背景

国内経済は回復基調にあり、本市においても雇用環境が改善傾向にありますが、未だ景気回復を実感できるまでには至っていない状況にあります。

県内においては工場立地件数が増加していますが、本市では景気低迷や工業団地の完売等を背景として企業立地が停滞しています。

会津大学開学以降、多くの大学発 IT ベンチャー等が創業していますが、地域経済の活性化のためにも、さらなる新規産業の創出や新たな企業の誘致が求められています。

資金調達力が十分でない IT ベンチャーの成長・発展をより確実にしていくためには、適切な経営サポートによる投資等の仕組みが求められています。

目標

企業が集積や誘致、新規産業の創出に積極的に取り組み、産業振興や雇用拡大など地域経済の活性化を図ります。

目標達成のための方針

企業誘致を強力に推進し、雇用の拡大を図り、定住人口の増加と市民所得の向上を図ります。

産学官連携の推進により、人材育成や起業環境の整備を図ります。

IT ベンチャーなどに対し成長段階に応じた資金の調達や適切な経営を支援する仕組みを検討します。



施策の体系・主な内容

企業誘致の推進

- 誘致活動の強化
- 工業用地の確保
- 企業誘致推進体制の強化
- 優遇措置の充実
- 企業立地に関する情報収集機能の強化

新規産業の創出

- ITベンチャーの集積
- 起業家の育成
- 新規創業に対する支援
- インキュベーション施設 の整備

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
新規企業立地件数	-	10 社
ベンチャー企業数	32 社（H17）	70 社



政策 3-3 中心市街地を活性化し賑わいのあるまちをつくる

基本施策 3-3-1 商店街の魅力向上し中心市街地の賑わいを創出する

目標設定の背景

近年の郊外への大規模小売店舗の出店に伴い、市街地の商店街においては、まちの賑わいや活気が失われている状況にあります。

賑わいを取り戻すためには、各個店レベルでの努力はもとより、商店街全体やまちづくり団体等、より大きな連携での対策が必要となっています。

県では、大規模小売店舗の広域的出店調整を目的とした「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を制定し、コンパクトで賑わいのあるまちづくりをめざしています。

まちの景観を守るため、伝統的町家や歴史的建造物の買取・保存・改修への支援が求められています。

目標

各商店街、まちづくり団体等の個性ある活性化事業の促進により、活気のある商店街、中心市街地を創造します。

目標達成のための方針

商店街やまちづくり団体が行う共同施設整備やイベントの開催、人材育成事業、空地や空き店舗を活用した新規事業者への支援など、様々な取り組みへの支援を行います。

「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づき、市民や小売業者等と連携し、小売商業施設の適正配置を図り、商業まちづくりを推進します。

歴史的建造物の保存等のため、「市民が市民を支援する」仕組みを検討します。



施策の体系・主な内容

個性と魅力にあふれた商業空間の整備

商店街の魅力向上への支援

イベント事業への支援

小売商業施設の立地ビジョンである「商業まちづくり基本構想」の策定による商業まちづくりの推進

商業等の活力・魅力づくりの推進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
中心市街地内における歩行者通行量 （12時間当たり）	平日：28,000人（H17） 休日：22,000人（H17）	平日：40,000人 休日：30,000人



政策 3-3 中心市街地を活性化し賑わいのあるまちをつくる

基本施策 3-3-2 中心市街地の環境の整備と地域個性を創出する

目標設定の背景

中心市街地は、様々な都市機能の集積により経済・文化の発展に先導的な役割を果たしてきましたが、空洞化が進み、活力が低下しています。

これまで、賑わいのある中心市街地の都市空間を創造するため、ソフト・ハード両面にわたる施策を推進してきましたが、中心市街地の総体的かつ効果的なまちづくりには至っていません。

目標

居住環境の整備やまちなか観光の推進により、中心市街地の賑わいを創出します。

目標達成のための方針

市民や観光客が利用しやすいまちを形成するため、市街地環境の充実を図ります。地域の個性をいかして、本市のイメージの向上を図ります。

商店街やまちづくり団体のみならず、地域との連携が重要であることから、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会などとの協働のもと情報の共有化に努め、活性化に向けた意識の高揚を図りながら、地域と一体となった活性化事業の具体化を支援します。



施策の体系・主な内容

中心市街地の骨格づくり

- (仮称)生涯学習総合センターなどの整備
- まちなみ景観と調和した歩きやすい安全な歩道の整備
- 辻などを活用した広場等の整備
- 路地の整備

まちなみをいかした地域個性の創出

- まちなみの維持・復元
- 中心市街地全体あるいは商店街単体での地域イメージの確立
- 商業者・地域住民・行政との協働によるまちづくり運動の推進
- 中心市街地活性化法に基づく「中心市街地活性化基本計画」の策定
- とともに、中心市街地活性化協議会との協働による事業の推進

主な指標

指標名	現状値(基準時)	目標値(H28)
中心市街地内における歩行者通行量 (12時間当たり) 再掲	平日: 28,000人(H17) 休日: 22,000人(H17)	平日: 40,000人 休日: 30,000人



政策 3-4 雇用を安定的に確保し労働福祉が充実したまちをつくる

基本施策 3-4-1 雇用環境を充実する

目標設定の背景

終身雇用制度の見直しや就業形態の多様化など、労働者を取り巻く環境は不安定な状況にあります。

本市の有効求人倍率は改善傾向にあるものの依然として低い水準にあります。

高齢者や若年労働者の雇用確保、仕事と育児が両立できる環境の整備が、今後の雇用の安定や社会経済活力の維持のために重要です。

求職者と就業先とのミスマッチのため、より魅力的な就業機会を求めて、若年層を中心に地域外へ人材が流出しています。

目標

女性や高齢者・障がいのある方などすべての労働者が生きがいとゆとりを持ち、安心して働けるよう、雇用環境の充実を図ります。

目標達成のための方針

企業誘致の推進による雇用の創出を図ります。

関係団体との連携を強化し、雇用促進に向けた法制度の周知や啓発を行います。

就職面接会の開催や就業相談窓口の設置により、就業支援を行います。

企業情報誌や求人情報紙の配布による就業情報の提供を行います。

個人の職業能力の向上を図ります。



施策の体系・主な内容

雇用環境の改善

- 関係機関との連携による情報提供
- 相談体制の充実
- 育児・介護休業者への支援

若年層の雇用の確保

- 求人フェアの開催
- 企業情報の提供

中高年齢者の雇用促進

- 中高年齢者の能力開発の支援
- 中高年齢者の就業への支援

障がい者の雇用促進

- 障がい者の能力開発の支援
- 障がい者の就業への支援

女性の雇用促進

- 女性の就業への支援

能力開発の促進

- 職業研修事業の充実
- 技能功労者の表彰

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
有効求人倍率（年間） 会津若松公共職業安定所本所管内	0.71 倍（H17）	1.00 倍



政策 3-4 雇用を安定的に確保し労働福祉が充実したまちをつくる

基本施策 3-4-2 勤労者福祉を充実する

目標設定の背景

市内企業の大部分は中小企業で占められており、労働条件、福利厚生などの面で、大企業との格差が見受けられます。

福利厚生については、組織や金銭面などから企業独自の取り組みには限界があります。

賃金や労働時間などの労働条件の改善に加え、自己啓発、余暇、健康といった、様々なニーズに対応するため、きめ細かな労働福祉施策を推進する必要があります。

目標

社会の変化に対応した雇用環境の充実や働きやすい職場づくりを進めるとともに、勤労者福祉の充実を図ります。

目標達成のための方針

国や県、労働福祉機関といった関連団体との連携を強化し、あらゆる機会を活用して、労働環境改善のための法令や制度の啓発、周知を図ります。

中小企業勤労者福祉サービスセンター「あしすと」との連携を図りながら、中小企業勤労者全般の福利厚生施策を充実します。



施策の体系・主な内容

労働者福祉の充実

中小企業勤労者福祉サービスセンター「あしすと」への支援と加入の促進
勤労青少年の交流と福祉の増進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
市内事業所における週休2日制の実施率	85.3%（H15）	95.0%
中小企業勤労者福祉サービスセンター入会率（会員数 / 中小企業就労者数）	5.0%（H17）	6.5%



政策 3-5 生産性の高い農林業がいきづつまちをつくる

基本施策 3-5-1 消費者の視点に立った安全な食料の安定供給を図る

目標設定の背景

農業の持続的発展を通じた食料の安定供給の確保が求められています。
消費者ニーズが多様化していることから、消費者の視点に立った生産振興を図る必要があります。
望ましい食生活の実現に向けた食育の推進が求められています。
消費者との連携により農産物の地産地消の拡大に取り組んでいく必要があります。
輸入農産物の増加、市場の大型化等により産地間競争が激化していることから、振興作物等のブランド化を図るための特色ある産地づくりが必要になっています。

目標

消費者の視点に立った安全な食料の安定供給を図ります。
特色ある産地づくりを推進し、農産物のブランドの確立を図ります。

目標達成のための方針

地産地消の推進により、生産者、消費者、加工業者との連携を図り、本市農産物の地域内流通体制を整備します。
安全・安心を求める消費者の視点から、流通の透明性による食品安全性の確保を図ります。
家庭、学校、地域において栄養バランスがとれた日本型食生活の実践を図ります。
消費者ニーズの的確な把握と販売戦略に基づく農産物の生産振興や加工、有機栽培・特別栽培など付加価値の高い農業生産に向けた体制の確立により、特色ある産地づくりを推進します。



施策の体系・主要内容

地元産農産物の消費の拡大

- 地域内流通による食料自給率の向上
- 流通の透明性による食品安全性の確保
- 地産地消 の拡大
- 食育活動による健全な食生活の推進

地域ブランドの確立

- 消費者ニーズに対応した生産流通販売体制の確立
- 高付加価値型農業生産体制の確立
- 地域振興作物の高品質安定生産
- 広域連携による販売の促進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
食料自給率 （超過生産量を含まない供給量 / 消費量（カロリーベース） 供給可能な農産物に限定して算定	88.7%（H16）	92.7%



政策 3-5 生産性の高い農林業がいきづつまちをつくる

基本施策 3-5-2 担い手の育成により地域農業の持続的発展を図る

目標設定の背景

農家の兼業化・高齢化等の進行により、生産力の低下、耕作放棄地の拡大等を招いており、生産基盤の整備とともに担い手の育成・確保が急務となっています。米価など農産物価格の低迷に対応するため、低コスト化や担い手への農地集積による効率的な生産体制の確立が求められています。産地間競争のなかで、売れる米づくりの推進と併せ、地域振興作物の産地確立による収益性の向上が求められています。市場ニーズや消費者ニーズに的確に対応した農産物の生産・流通が求められています。

目標

認定農業者・組織経営体の育成等、地域農業の担い手の育成・確保を図ります。地域振興作物の産地化により収益性の高い生産体制の確立を図ります。農地集積により生産性の高い農業構造の確立を図ります。優良農地の確保と農地の有効利活用に取り組みます。IT技術を活用した農業生産を推進します。

目標達成のための方針

担い手育成総合支援協議会における推進体制により、集落営農を通じた認定農業者や営農組織の育成・法人化を促進し、担い手の育成を図ります。売れる米づくりや、青果物などの地域振興作物の生産振興により産地化を図ります。担い手への農地の集積により、優良農地の確保を図ります。農業関連情報の収集・提供など、農業・農村を支援する情報システムを整備します。



施策の体系・主な内容

地域農業の担い手の育成

認定農業者、集落営農組織等の育成
 新規就農者、女性農業者等の多様な担い手の育成

集落営農体制による生産性の向上

営農組織の育成と法人化による生産性の向上
 地域振興作物の産地化及び多様な経営戦略による収益性の確保

優良農地の確保と農地の有効利用

農地保有合理化事業や農地利用調整活動等による担い手への農地集積の促進
 土地利用型作物の団地化・集団化による生産性の向上

農業情報化の推進

I Tを活用した農業生産及び経営の推進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
農業産出額（年間）	10,450 百万円（H16）	10,650 百万円
認定農業者数	275 人（H17）	450 人
効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積率 （担い手に集積された農用地面積 / 総農用地面積）	39.4%（H17）	70.0%



政策 3-5 生産性の高い農林業がいきづつまちをつくる

基本施策 3-5-3 交流と共生により農業・農村を活性化する

目標設定の背景

担い手不足、価格低迷など農業を取り巻く環境が厳しいなか、地域農業、農村の活性化を図る必要があります。

農業生産においても、効率的視点だけでなく、自然環境に配慮した環境保全型農業の推進が求められています。

農村環境の整備により、豊かで活力ある農村づくりが求められています。

次代を担う子どもたちなどへ食料・農業の大切さを伝える必要があります。

目標

地域資源をいかした都市住民との交流活動、観光農業等を通し、農業・農村の活性化を図ります。

環境に配慮した生産活動など、自然・環境と調和した農業を推進します。

農村における連帯感の醸成を図ります。

農業への理解を深めるため、食農教育の推進を図ります。

目標達成のための方針

滞在型を含め多様なニーズに対応したグリーンツーリズム や観光農業、農産物加工、直売、宅配等のアグリビジネスの展開により農家所得の向上を図ります。

環境にやさしい生産や資源循環機能の推進により、環境と調和した営農活動を推進します。

伝統文化の継承などにより、自然豊かな活力ある農村づくりを推進します。

食料供給や自然環境保全等の農業の持つ多様な役割について理解を深めるため、食農教育交流活動を推進します。



施策の体系・主な内容

都市住民との交流活動による地域農業の活性化

- 地域主体による特色あるグリーンツーリズム の推進
- 観光農業の推進
- アグリビジネスの推進
- 食農教育の推進

自然環境と調和した農業・農村の振興

- 環境にやさしい農業の推進
- 資源・環境保全対策の推進
- 資源リサイクルと循環流通体制の整備

豊かで活力ある農村づくりの推進

- 地域資源の保全による魅力ある農村づくりの推進
- 定住環境の整備等活力あるむらづくりの推進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
グリーンツーリズムによる都市農村 交流人口（年間）	560 人（H17）	3,000 人



政策 3-5 生産性の高い農林業がいきづつまちをつくる

基本施策 3-5-4 農業生産基盤と農村環境を整備する

目標設定の背景

農業従事者の高齢化、後継者等の担い手不足により、経営体質の強化や農業農村の健全な発展が求められています。

安全で安定した食料を供給するため、生産コストの削減や経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成が求められています。

目標

生産性が高く、安定した経営を実現するため、農業生産基盤を整備します。
農村生活環境の改善を図ります。

目標達成のための方針

意欲ある担い手の経営規模の拡大を図るため、農業用水の確保と農地の整備や農地の流動化による利用集積を推進します。

農地の生産力を最大限に発揮できる農業生産構造を確立するため、農業生産基盤を整備します。

活力ある農村づくりのため、暮らしやすい農村生活環境を総合的に整備します。



施策の体系・主な内容

農業生産基盤の整備

土地改良事業の推進
大区画ほ場整備 による生産性の向上
優良農地の確保と有効活用

農村環境の整備

農業用水の確保
用排水施設の整備
農道の整備
農村公園の整備
衛生的な污水处理の推進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
ほ場整備率 （ほ場整備面積 / 農地面積）	85.5%（H17）	88.7%



政策 3-5 生産性の高い農林業がいきづくまちをつくる

基本施策 3-5-5 森林を保全し林業を活性化する

目標設定の背景

森林は水源かん養をはじめ、市土や自然環境の保全、さらには多様な生物を育むなど公益的な役割を担っており、その機能の最大限の発揮が期待されています。

森林については、戦後、一斉に人工造林されてきた林分が伐期に近づいていますが、優良大径木の生産・森林保全の観点から長期的なきめの細かい施業が必要となっています。

森林所有者においては、森林施業の必要性の認識は高いものの、実施率が伸びない状況にあります。

適正な森林整備及び森林資源の有効利活用を図るため、林道や遊歩道の整備、継続的な維持管理が必要となっています。

目標

森林の持つ水源のかん養や山地災害の防止などの多面的機能が高度に発揮されるよう森林を保全します。

資源循環型社会の実現をめざし、森林資源の有効な利活用を図ります。

森林環境の保全と市民全体で森林を守り育てる意識の醸成を図ります。

目標達成のための方針

被災、荒廃、崩壊した山林や山林施設の復旧を図ります。

森林における病虫害等を駆除・予防します。

森林施業に不可欠な地域活動に対して支援します。

人工造林地（スギ）における森林施業（間伐）を推進します。

林道の整備・維持管理を行います。

多面的な機能を持つ身近な森林を快適な森林レクリエーション、憩いの場、そして自然環境をいかした学びの場として整備します。

森林ボランティアや森林環境学習、林業体験交流会等を通して森林を守り育てる意識を醸成します。



施策の体系・主な内容

森林環境の保全

保安林整備・治山施設整備の推進
森林病虫害の被害の拡散の抑制

森林整備の推進

持続可能な森林経営を推進する団地施業計画 の実施
各種保育及び間伐の推進と間伐材の活用
森林ボランティア等の活動の促進

林業生産基盤の整備

林道の整備

自然に親しむ機会の充実

自然休養林の適正な維持管理
「市民と共生の森」事業の推進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
森林施業面積（累計）	557ha（H17）	1,917ha
保安林整備面積（累計）	3,396ha（H17）	4,086ha
間伐実施面積（累計）	842ha（H17）	1,007ha



政策 3-5 生産性の高い農林業がいきづつまちをつくる

基本施策 3-5-6 卸売市場の利用を促進する

目標設定の背景

近年、公設卸売市場を取り巻く流通環境は、産地における生産・出荷単位の大型化、市場間流通との競合や量販店、外食産業等の大口需要者の比率の増大、輸入農産物の増加など様々変化しています。

卸売市場の手数料が自由化の方向にあることから市場間の競争激化が避けられない状況にあり、市場運営については一段と厳しくなるものと予想されます。

会津地域の消費人口を供給圏として運営がなされてきましたが、圏域内の人口減少のなかで、消費需要も減少傾向となることが予測されます。

大手量販店・外食産業及び花きの流通業者においては、量的・品質的な安定供給を確保するため、生産地との直接取引や、インターネットを活用した流通が増加する傾向にあります。

目標

地方都市における生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保し、競争力のある市場をめざします。

目標達成のための方針

時代に対応してより円滑に市場を運営するとともに、市場機能の強化を図ります。市場のあり方について市場内業者と協議を進め、市場の活性化を図ります。



施策の体系・主な内容

卸売市場の充実と利用促進

- 施設の適正な維持管理
- 消費者の視点に立った小売店等への安定供給
- 各産地との情報交換と連携による出荷供給体制の強化
- 管理運営形態の見直し
- 地産地消 の推進につながる市場の流通促進

主な指標

指標名	現状値（基準時）	目標値（H28）
市場の卸売業者の売上高（年間）	13,407 百万円（H17）	13,407 百万円

